

別紙 評価基準表(港湾5工種・技術者の地域実績評価あり)

評価項目	評価基準	「作業船」評価あり、「ICT」評価なし				「作業船」及び「ICT」評価あり				「作業船」評価なし、「ICT」評価あり				「作業船」及び「ICT」評価なし				「作業船」及び「ICT」評価あり			
		2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点		
施工実績	H20.4.1以降に完結して完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点		
工事成績	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点		
	同種性が認められる工事の実績あり	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点		
	実績なし ・対象工事が65点未満	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格	欠格		
	平均点80点以上	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	
	平均点78点以上80点未満	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	
中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点(500万円以上の工事)(注2)(注3)(注4)	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	
表彰	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)、中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注6)(注7)(注8)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点		
登録海上起重重機技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれに資格に指定(「別記作業船」に記載)している当該工種の施工期間に配置	以下いずれかを配置 ○船印長に登録海上起重重機技能者を配置 ○建設マスターを配置 ○建設ジュニアマスターを配置 登録海上起重重機技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点		
特別港湾潜水工士の登用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点		
企業の能力等	当該工事に使用する作業船の保有形態	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点		
	作業船の保有等	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点		
	作業船の新造(注9)(注10)(注13)	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点		
	ICTの活用(ICT活用計画)	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	
企業能力等得点	小計 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)	① a=①×8.0/11.0	② a=②×8.0/13.0	③ a=③×8.0/8.5	④ a=④×8.0/10.5	⑤ a=⑤×8.0/10.0	⑥ a=⑥×8.0/12.0	⑦ a=⑦×8.0/7.5	⑧ a=⑧×8.0/9.5												

評価項目	評価基準	「作業船」評価あり		「作業船」評価なし		「作業船」及び「ICT」評価あり		「作業船」及び「ICT」評価なし	
		2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点
経験	H20.4.1以降に完結して完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点
工事成績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
	同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者あるいは現場代理人として従事	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点
	80点以上	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点
	78点以上80点未満	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点
	76点以上78点未満	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰、当該工種の海外インフラプロジェクト技術者表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注15)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
保有資格	評価対象資格の保有(注16)	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点
継続教育	CPDの単位取得状況(注17)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
地域実績	当該エリアにおける過去4年間の工事実績(注18)	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点
技術者の能力等得点	小計 換算点b(換算点の配点合計は8.0点)	⑨ b=⑨×8.0/11.0	⑩ b=⑩×8.0/10.5	⑪ b=⑪×8.0/9.5					

評価項目	評価基準	「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり		「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし		「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり		「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし	
		1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績(注19)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績(過去5年間)(注19)(注20)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
	表彰なし	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア活動実績(注19)(注21)(注22)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
管内実績	H20.4.1以降に完結して完成・引渡しが完了した中部地方整備局管内(港湾空港関係)の施工実績(注19)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
	管内における施工実績あり	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点
	実績なし	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点
災害時に対応できる作業船保有の状況	災害協定を締結している団体等に所属しかつ自社保有の状況で評価	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
災害時の事業継続力の状況	建設BOP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無(注25)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
地域精進度等得点	小計 換算点c(換算点の配点合計は4.0点)	⑫ c=⑫×4.0/5.0	⑬ c=⑬×4.0/6.0	⑭ c=⑭×4.0/4.0	⑮ c=⑮×4.0/5.0				

評価項目	評価基準	配点
安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により営業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点
不誠実な行為	開標及び該合等により中部地方整備局管内で営業停止となった場合、又は開標及び該合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点
工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)の実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事後2年間の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計	e	

総合評価方式	加算点小計d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型	(a+b+c)×40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外	(a+b+c)×30/20
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)	(a+b+c)×20/20
技術提案評価型(S型・非WTO)	
※加算点小計dは、小数2位四捨五入	
(注26)	
加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e	

- 「作業船の評価の有無」、「評価対象資格数」、「総合評価の方式」については別記条件書による。
- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし、かつ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾技術調査事務所を指す。
- (注3)過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定点で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点で評価する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR5.5.31までは、H29～R3年度、R5.6.1からはH30～R4年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR5.5.31までは、H24～R3年度、R5.6.1からはH25～R4年度を指す。
- (注5)「過去3年間」とは、「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」及び「海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)」についてはR2～R4年度を指し、「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」及び「優良工事技術者表彰」については、公告日がR5.7.31までは、R2～R4年度、R5.8.1からはR3～R5年度を指す。
- (注6)その他表彰とは下掲表彰を指す。
- (注7)優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り評価し、「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」及び安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず全港湾5工種工事で評価する。また、複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。
- (注8)「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。
- (注9)環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第19条の3に基づき「窒素酸化物の放出量に係る放出基準(平成22年改正)を満足していることとする。
- (注10)「環境性能」と「新造」の重複した評価はない。
- (注11)平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。
- (注12)作業船に設置されたクリーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買取りのみ」に関わる当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。加算期間は、原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年とする。
- (注13)平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、新造のみに関わる当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。なお、加算期間は新造後15年とする。
- (注14)「ICT」活用工事の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。
- (注15)「海外インフラプロジェクト」技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)の評価対象は、港湾、空港分野で当該工種の表彰をされたものとする。
- (注16)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
- (注17)標準単位に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
- (注18)当該エリアは愛知県、三重県、静岡県、伊豆半島、公共工事(自治体含む)、民間工事両方を対象とし、港湾関係が否かを問わない。また、元下間及び、1,000万円以上の工事を対象とする。
- (注19)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡県各県内の港湾・海岸を指す。
- (注20)「過去5年間」とは、当該工事の公告日より過去5年間を指す。
- (注21)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動。自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。
- (注22)「過去5年間」とは、公告日がR5.7.31まではH30～R4年度、R5.8.1からはH31(R1)～R5年度を指す。
- (注23)当該区域は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県とする。
- (注24)「作業船の100%自社保有」かつ「中部地方整備局(港湾空港関係)と災害協定を締結している団体等に所属していること。」
- (注25)中部地方整備局(港湾空港関係)における災害時建設事業継続力認定を受け、認定書に記載される有効期限内(3年間)にあること。(令和2年10月認定開始)
- (注26)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。
- (注27)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出日(減点期間中)である場合に適用される。

別紙 評価基準表【港湾5工種・チャレンジ型】

評価項目			評価基準	配点(「特別港湾潜水技術士」評価有り)								配点(「特別港湾潜水技術士」評価無し)									
				(「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価有り)		(「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価有り)		(「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価無し)		(「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価無し)		(「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価有り)		(「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価有り)		(「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価無し)		(「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価無し)			
企業の能力等	施工実績	H20.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	4.0点		4.0点		4.0点		4.0点		4.0点		4.0点		4.0点		4.0点		4.0点	
			同種性が認められる工事の実績あり	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点	0.0点	4.0点
			・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格		欠格		欠格		欠格		欠格		欠格		欠格		欠格		欠格	
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間に配置	以下のいずれかを配置 ○船団長に登録海上起重基幹技能者を配置 ○建設マスターを配置 ○建設ジュニアマスターを配置	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
			登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
特別港湾潜水技術士の登用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	潜水作業管理者に「特別港湾潜水技術士」の有資格者を配置	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	
		資格無し	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		
ICTの活用(ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無【浚渫工】①、②、③、④、⑤【基礎工】①、②、③、④【ブロック据付工】①、②、③【海上地盤改良工】①、②、③、④、⑤(注2)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合			2.0点				2.0点					2.0点				2.0点			
		各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合(注2)			0.0点				0.0点					0.0点				0.0点			0.0点
企業能力等得点			小計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧										
			換算点a(換算点の配点合計は5.0点)	a=①×5.0/6.0	a=②×5.0/8.0	a=③×5.0/5.0	a=④×5.0/7.0	a=⑤×5.0/5.0	a=⑥×5.0/7.0	a=⑦×5.0/4.0	a=⑧×5.0/6.0										

評価項目			評価基準	配点(評価対象資格2資格以上)		配点(評価対象資格1資格)		配点(評価対象資格なし)	
技術者の能力等	経験	H20.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	3.0点		3.0点		3.0点	
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点	3.0点	1.0点	3.0点	1.0点	3.0点
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点		0.0点		0.0点	
	保有資格	評価対象資格の保有(注3)	2資格以上保有	1.0点		-		-	
1資格保有			0.5点	1.0点	0.5点	0.5点	-	-	
継続教育	CPDの単位取得状況(注4)	加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))以上	1.0点		1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	
		加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))の半分以上	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	
技術者の能力等得点			小計	⑨	⑩	⑪			
			換算点b(換算点の配点合計は5.0点)	b=⑨×5.0/5.0	b=⑩×5.0/4.5	b=⑪×5.0/4.0			

評価項目			配点
工事信頼度等(注6)	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により営業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点
	不誠実な行為	贈賄及び談合等により中部地方整備局管内で営業停止となった場合、又は贈賄及び談合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点
	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評価の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評価の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事後2年間の工事成績評価が70点未満の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計			d

総合評価方式	加算点小計:c
技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型)	(a+b)×10/10
施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)施工体制確認型	(a+b)×10/10
施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)施工体制確認型以外	(a+b)×5/10

※加算点小計cは、小数2位四捨五入

(注5)
加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

「評価対象資格数」については別記条件書による。

(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

(注2)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。

(注3)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。

(注4)推奨単位数に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位数とする。

(注5)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

(注6)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出期限日が減点期間中である場合に対象とする。

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】

評価項目		評価基準	配点			
企業の能力等	施工実績	H20.4.1以降に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	2.5点	2.5点	
		同種性が認められる工事の実績あり	0.0点			
		・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格			
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点[500万円以上の工事](注2)(注3)(注4)	平均点80点以上	3.0点	3.0点	6.5点
			平均点78点以上80点未満	2.5点		
			平均点76点以上78点未満	2.0点		
			平均点74点以上76点未満	1.5点		
			平均点72点以上74点未満	1.0点		
			平均点70点以上72点未満	0.5点		
			平均点70点未満又は過去10年間に実績がない 過去2年間の平均点が65点未満	0.0点 欠格		
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰[過去3年間](注2)(注5)(注6)(注7)	優良工事表彰(局長表彰)あり	1.0点	1.0点		
		優良工事表彰(部長表彰、事務所長表彰)、安全工事表彰、又はその他表彰あり	0.5点			
		表彰なし	0.0点			
企業能力等得点		小計	①			
		換算点a(換算点の配点合計は8.0点)	a=①×8.0/6.5			

評価項目		評価基準	配点			
技術者の能力等	経験	H20.4.1以降に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	2.5点	2.5点	
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点		
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点		
	工事成績	同種工事の工事成績[H20.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	3.0点	3.0点	7.5点
			78点以上80点未満	2.5点		
			76点以上78点未満	2.0点		
			74点以上76点未満	1.5点		
			72点以上74点未満	1.0点		
			70点以上72点未満	0.5点		
			70点未満 65点未満	0.0点 欠格		
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間](注2)(注5)	表彰あり	1.0点	1.0点		
		表彰なし	0.0点			
継続教育	CPDの単位取得状況(注8)	加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))以上 加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))の半分以上 加盟団体の推奨単位数の半分未満	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点		
技術者の能力等得点		小計	②			
		換算点b(換算点の配点合計は8.0点)	b=②×8.0/7.5			

評価項目		評価基準	配点		
地域精進度・貢献度等	災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績(注9)	協定あり	1.0点	1.0点
		協定なし	0.0点		
	災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績[過去5年間](注9)(注10)	局長表彰あり	1.0点	1.0点
			事務所長表彰等あり	0.5点	
			表彰なし	0.0点	
	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績(注9)(注11)(注12)	表彰または4回以上の実績あり	1.0点	1.0点
表彰なし及び実績が4回未満			0.0点		
管内実績	H20.4.1以降に元請として完成・引渡し完了した中部地方整備局管内の施工実績(注13)	管内における施工実績あり	1.0点	1.0点	
		実績なし	0.0点		
地域精進度等得点		小計	③		
		換算点c(換算点の配点合計は4.0点)	c=③		

総合評価方式	加算点小計:d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型	(a+b+c)×40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外	(a+b+c)×30/20
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)	(a+b+c)×20/20
技術提案評価型(S型・非WTO)	

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

評価項目		評価基準	配点
工事信頼度等 (注15)	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により営業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点
	不誠実な行為	贈賄及び談合等により中部地方整備局管内で営業停止となった場合、又は贈賄及び談合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点
	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計			e

(注14)

加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e

「総合評価の方式」については別記条件書による。

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- (注3)過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定点で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点で評価する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR5.5.31まではH29～R3年度、R5.6.1からはH30～R4年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR5.5.31まではH24～R3年度、R5.6.1からはH25～R4年度を指す。
- (注5)「過去3年間」とは、公告日がR5.7.31まではR2～R4年度、R5.8.1からはR3～R5年度を指す。
- (注6)その他表彰とは下請け表彰を指す。
- (注7)複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。
- (注8)推奨単位数に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
- (注9)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。
- (注10)「過去5年間」とは、当該工事の公告日より過去5年間を指す。
- (注11)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。
- (注12)「過去5年間」とは、公告日がR5.7.31まではH30～R4年度、R5.8.1からはH31(R1)～R5年度を指す。
- (注13)「中部地方整備局管内」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県南部、各県内の工事を指す。
- (注14)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。
- (注15)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出期限日が減点期間中である場合に対象とする。

別紙 評価基準表【WTO 段階選抜(WLB試行)】

評価項目		評価基準	配点		
企業の能力等	施工実績	H20.4.1以降に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	8.0点	8.0点
		同種性が認められる工事の実績あり	0.0点		
		・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格		
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間又は10年に完了したの当該工種の工事の平均評定点 [500万円以上の工事] (注2)(注3)(注4)(注5)	平均点80点以上	6.0点	6.0点
			平均点78点以上80点未満	5.0点	
			平均点76点以上78点未満	4.0点	
			平均点74点以上76点未満	3.0点	
			平均点72点以上74点未満	2.0点	
			平均点70点以上72点未満	1.0点	
			平均点70点未満又は過去10年間に実績がない 過去2年間の平均点が65点未満	0.0点 欠格	
ワークライフバランス推進企業		次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) (注6) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチナくるみん認定企業) (注7) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) (注8)	1.0点	1.0点	
		認定を受けていない	0.0点		
企業能力等得点		小計:a			

評価項目		評価基準	配点		
技術者の能力等	経験	H20.4.1以降に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	9.0点	9.0点
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	4.0点	
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点	
	工事成績	同種工事の工事成績 [H20.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	6.0点	6.0点
			78点以上80点未満	5.0点	
			76点以上78点未満	4.0点	
			74点以上76点未満	3.0点	
			72点以上74点未満	2.0点	
			70点以上72点未満	1.0点	
			70点未満 65点未満	0.0点 欠格	
技術者の能力等得点		小計:b			

加算点合計=小計a+小計b (注9)

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- (注3)中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事成績がない場合、10年間の平均評定点を適用する。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR5.5.31まではH29～R3年度、R5.6.1からはH30～R4年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR5.5.31まではH24～R3年度、R5.6.1からはH25～R4年度を指す。
- (注5)10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注6)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)という。
- (注7)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注8)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注9)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。